

経営革新計画の作成から承認までの流れ

STEP1 相談

田川商工会議所にお気軽にご相談ください

専門家とともに商工会議所が事業計画書の作成をお手伝いします！



STEP2 事業計画書の作成

当所経営指導員と専門家による事業計画の作成支援を行います。作成した計画書は福岡県飯塚中小企業振興事務所にて受付します。

STEP3 福岡県にて審査 福岡県知事の承認

詳しくは折込チラシをご覧ください

11/8 セミナー開催!

ワンランク上の「企業」を目指す！ 経営革新セミナー

経営革新計画は、企業革新の第一歩であり、経営の向上を目指す中核的経営計画です。中小企業振興基金の活用も可能で、補助金や融資の面で大きなメリットがあります。経営革新計画の作成から承認までの流れをご紹介します。

1 カリキュラム
このセミナーは、経営革新計画の作成から承認までの流れを、最新の事例をもとにご説明いたします。

2 フォローアップ
セミナー終了後、経営革新計画の作成をサポートいたします。

3 経営革新計画承認企業に対する支援策
●補助金審査の特典 ●融資制度の特典 ●信用保証の特典 ●県競争入札参加資格審査における加点措置

日程 平成27年 11月8日(水) 14:00-19:00

会場 たがわ情報センター

定員 20名

主催 田川商工会議所
共催 飯塚中小企業振興協会

講師 西岡 隆 氏

田川商工会議所 TEL:0947-44-3150 FAX:0947-45-6073

経営革新計画の承認を受けることにより、事業資金、補助金、販路開拓など多様な支援が期待できます。
(※承認が支援を保証するものではありません)

経営革新計画承認企業に対する支援策

- 補助金審査の加点
- 融資制度の優遇措置
- 信用保証の特例
- 県競争入札参加資格審査における加点措置
- 販路開拓支援 ほか



事業活動をお考えの方はもちろんですが、まだ何も浮かんでいない方でも自社の現状を確認することで新たな展開を見出せるかもしれません。動かなければ何も変わりません。ぜひ、経営革新計画へ挑戦してください!!

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください



中小機構 TEL:050-5541-7171 (共済相談室)

小規模企業共済

検索

www.smrj.go.jp/skyosai

福岡県 最低賃金 が改定されました。

平成29年
10月1日から

〔時間額〕

789円



雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

最低賃金に関するお問い合わせは福岡労働局または最寄りの労働基準監督署へ
福岡労働局ホームページアドレス <http://hukuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

最低賃金引上げ支援 中小企業向け 業務改善助成金

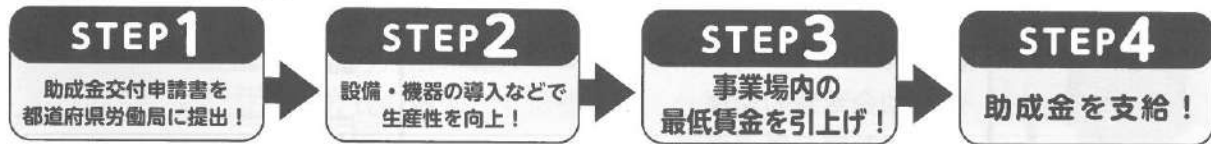
設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その費用の一部を助成する制度です。



助成対象

事業場内最低賃金 1,000 円未満の中小企業・小規模事業者が対象です！
※過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。

●支給までの流れ



5つのコースから選べます！

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10 (※) (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は 3/4 (※)) ※生産性要件を満たした場合には 3/4 (4/5)	50万円	事業場内最低賃金が750円未満の事業場
40円以上		70万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場
60円以上		100万円	事業場内最低賃金が1000円未満の事業場
90円以上		150万円	事業場内最低賃金が800円以上1000円未満の事業場
120円以上		200万円	

助成率が加算になる生産性要件とは、支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性指標と、その3年前の決算書類に基づく生産性指標を比較して伸び率が6%以上伸びている場合等をいいます。



助成金の対象用途

設備・機器の導入に加え、サービスの利用も対象となります。

事例

POSレジシステム導入による在庫管理の短縮／リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮／顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化／
専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上／人材育成・教育訓練による業務の効率化

■まずは特設サイトへ！ <http://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/>



◆事業資金貸付のご案内 (H29.10.1現在) この他にも融資制度があります。詳細につきましてはお気軽にお問い合わせください。

融資制度	融資限度額	利率	融資期間	保証人
(国)普通貸付	4,800万円	1.81~2.30%	運転資金5年 設備資金10年	原則として法人は代表者のみ 個人は不要
(国)生活衛生貸付	7,200万円	1.81~2.30%	設備資金13年	原則として法人は代表者のみ 個人は不要
(県)小規模事業者振興資金	5,000万円以内 (設備資金は8,000万円以内)	1.11% (別途保証料)	運転・設備資金10年	原則として法人は代表者のみ 個人は不要
(県)短期運転資金	3,000万円	1.7% (別途保証料)	運転資金1年	原則として法人は代表者のみ 個人は不要
田川市融資制度 事業資金	2,000万円	1.6% (別途保証料)	運転・設備資金10年 (据置2年以内)	法人は代表者のみ 個人は不要
田川市融資制度 小口零細企業資金	1,250万円	1.6% (別途保証料)	運転・設備資金10年 (据置2年以内)	法人は代表者のみ 個人は不要

【問い合わせ先】 田川市役所 建設経済部 産業振興課 企業・商工振興係 ☎44-2000 (内線307、308) 詳しくは、市HPをご覧ください。

田川商工会議所常議員
(株)クリエイティブジャパン 鬼丸昌広氏
福岡県雇用管理改善企業・職場表彰受賞



(株)クリエイティブジャパンの鬼丸昌広氏が、9月8日に開催された『福岡県働き方改革推進大会』において、平成29年度雇用管理改善企業・職場表彰(よか・ろう・もん表彰)を受賞されました。同社は、急な休みにも柔軟に対応できるよう、フォローで

きる仕組みを社員で考え、チームで仕事を行う体制を整備し、時間外勤務をなくすために業務効率化を図るとともに互いにフォローするなど好循環が生まれているとのこと。

商工会議所では平成22年議員に就任され、その後、平成25年11月からは常議員となり、商工会議所の組織強化や地域経済の活性化にご尽力頂いています。同社の今後ますますのご活躍をお祈り致します。

平成30年新年祝賀会のご案内

日時 平成30年 1月5日(金)
12時~13時30分

場所 プリティッシュヒルズ

今年度も上記の予定で新年祝賀会を行います。お申込みについては別途ご案内をお送りします。



皆様のご参加をお待ちしています!

◆新入会員さん紹介 (敬称略)

ご入会頂きありがとうございます!

・(株)ニシムラ ・月島電設

会員数 1,245事業所 (H29.10.1現在)



Web Solution

Webサイトデザイン・コンテンツ制作 / Webサイトのトータルコンサルティング

Creative Japan

ホームページ制作

ホームページをはじめませんか?

インターネットの普及で、企業や商店のホームページがますます効果的になっています。

会社の営業案内から、ネットショッピングサイトまで、ぜひ当社にご相談ください。



お客さま紹介 Vol.75

あおぎり様 <http://aogiri.info/>

「お食事」「建物」等の写真を中心にしたレイアウトとなっています。また予約システム・お問い合わせフォームはお客様にあった形にカスタマイズしております。スマートフォンの普及率の高さにも考慮し、レスポンス対応となっています。



株式会社 クリエイティブジャパン

〒825-0018 福岡県田川市番町2-1 たがわ情報センター1F
TEL 0947-46-1067 FAX 0947-46-1068 <http://creative-jjp>

▼たがわ情報センターはこちら
<http://joho-tagawa.jp>

商工会議所からのお知らせです

地域経済を支えている企業・事業者の皆さまへ

1. 経営リスク、事業リスクへの備えはできていますか YES NO
2. 大切な従業員の生活を支える備えはできていますか YES NO

ひとつでもNOに✓された企業・事業者の皆様には、

「商工会議所の保険・共済制度」へのご加入をオススメします。ぜひご検討ください。

企業の「もしも」に備える商工会議所保険制度 ~全国制度だから割安な保険料で充実した補償を実現~

国内PL訴訟のリスクに備える

PL法[製造物責任法]に基づく賠償責任だけでなく、民法上の賠償責任[不法行為責任・債務不履行責任]もカバー。製造業だけでなく、販売業、飲食業、工事業、請負業等幅広い業種が加入対象！

① 中小企業PL保険制度

★特約で製品(商品)リコール関連の費用も補償

② 全国商工会議所PL団体保険制度(中堅・大企業向)

★高額賠償に備える安心保険(最高5億円まで補償)

輸出関連企業の海外展開のリスクに備える

③ 中小企業海外PL保険制度

★直接輸出の完成品・部品メーカーはもちろん、委託生産(OEM)メーカーや輸出社も加入必須

④ 輸出取引信用保険制度

★海外取引先の倒産や取引先国の天災などの理由で回収不能となった売掛債権の一定割合を補償

情報漏えい訴訟のリスクに備える

⑤ 情報漏えい賠償責任保険制度

★個人情報(マイナンバー含む)の漏えいにより、法律上の損害賠償責任を負担する際に発生する損害賠償金、争訟費用(弁護士費用等)のほか、見舞品・社会費用などもカバー
★法人情報の賠償責任もカバー

業務災害のリスクに備える

⑥ 業務災害補償プラン

★業務中の事故による死亡・後遺障害・入通院時等の保険金のほか、「ケガ」や「過労死」が原因で労務認定され、法律上の賠償責任が企業に生じた場合の民事上の賠償金(慰謝料等)、争訟費用(弁護士費用など)もカバー(労災賠償に備える「使用者賠償責任保険」を標準セット)
★契約は、原則兼記名式、短期労働者やパート・アルバイトも包括補償

就業不能時のリスクに備える

⑦ 休業補償プラン

★従業員や会社経営者(個人事業主含む)が大ケガや重い病気や就業不能となった時に、休業前の所得と公的補償の差額をカバー、生活水準を落とさずとなく療養に専念
★自宅療養による休業も補償、家事従事者も補償(入院のみ、自宅療養は対象外) ★国内・海外・業務中・業務外を問わず補償(24時間いつでもサポート)

平成28年7月
制度スタート!

ビジネス総合保険制度

(総合補償型)

- ◎事業活動を取り巻くリスクに対する補償のモレ・ダブりを解消し、一元化してご加入いただけます!
- ◎PL・リコール、施設・事業遂行、情報漏えいなど賠償に關するリスクを総合的に補償します!
- ◎さらに事業休業補償の付帯により、災害時の万が一の備えとして事業継続資金を確保することができます!
- ◎全国商工会議所のスケールメリットによる割安な保険料水準を実現しました!
- ◎本制度(総合補償型)と「業務災害補償プラン」で事業活動リスクを包括的にカバーします!

(※)本制度には就業不能リスクに備える「休業補償」も含まれます(併せてのご加入をご検討ください)
(※)本制度は、就業不能リスクに備える「休業補償」も含まれます(併せてのご加入をご検討ください)

従業員の生活を支える商工会議所共済制度

~安価な掛金で福利厚生の実現~

「もしも」や「まさか」に備えて安心! 商工会議所の

生命共済制度

役員および従業員の福利厚生にご活用いただけます。

- 病気・災害による死亡、事故による入院を365日24時間保障。
- 医師の診査なしで簡単にお申し込みいただけます。
※ 補償額の引き上げが望めます。
- 掛金は全額損金または必要経費に計上できます。
※ 記載の範囲の範囲は、平成26年7月現在の税制に基づくもので、税制において変更されるものではありません。
- 余剰金があれば配当金として還元されます。

※不正行為や不法行為があった場合、保険金・給付金をお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。
※この制度は商工会議所が生命保険会社と締結した「定期保険(団体型)」に基づいて運営されます。

商工会議所とは

<http://www.jcci.or.jp/aboutccj.pdf>

商工会議所は、その地区内における雇工業の総合的な発展を促し、戦後社会一般の福祉増進に資することを目的に民間の発足で生まれた地域総合経済団体。全国に514の商工会議所があり125万の会員を有しています。地域の工商業者の意見を象徴し、政策提言、経営支援、地方創生等、様々な活動に日々取り組んでいます。

【お問合わせ先】各地商工会議所

商工会議所名簿

検索

従業員の退職金を、計画的に積み立てる商工会議所の

特定退職金共済制度

退職金制度の確立は従業員の確保と定着化をはかり、企業経営の発展に役立ちます。

- POINT1 掛金は、従業員1人につき月額1,000円(1口)から30,000円(30口)まで1,000円刻みで設定できます。
- POINT2 過去勤務期間の通算の取扱ができます。
※一部の商工会議所では本制度を併用している場合があります。本制度の有無は各商工会議所の就業規則等でご確認ください。
- POINT3 退職一時金・遺族一時金・退職年金のいずれかが従業員ご本人(またはご遺族)に直接給付されます。
- POINT4 国の制度(中小企業退職金共済制度)との重複加入も認められています。
- POINT5 事業主が負担する掛金は全額損金または必要経費に計上できます。
※記載の範囲の範囲は、平成26年7月現在の税制に基づくもので、税制において変更されるものではありません。

この制度に加入するかどうかは事業主の任意ですが、加入する場合は全従業員を加入させなければなりません。なお、期間を定めて置かれている等、試用期間中の若、季節的な仕事の際に雇われているパート・タイム、派遣中の若、非正規の若などは加入できません(ご加入をご検討ください)。

※この制度は商工会議所が生命保険会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営されます。

※本制度、プランの詳細やお見積り、ご加入手続きは「制度」(受取給付)に併せてご確認ください。
※一部の商工会議所では、本制度、プランを取り扱っていない場合があります。
※本制度は、制度運用を代行いたします。制度運用の委託先は各商工会議所の就業規則等でご確認ください。
※本制度は、日本商工会議所が所属する関係会社(商工会議所)の委託先として運営されています。